

から新規雇用者総数を控除した数をいう。）の合計（当該合計が当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数の合計から当該連結親法人及びその各連結子法人の個別特定新規雇用者数の合計、個別非特定新規雇用者数の合計及び次号に規定する個別非特定新規雇用者超過数の合計を控除した数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）

三十万円（第一号に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合には、四十万円）に、当該連結親法人及びその各連結子法人の個別非特定新規雇用者超過数（当該連結親法人又はその連結子法人の新規雇用者総数から特定新規雇用者数を控除し、これから当該新規雇用者総数の百分の四十に相当する数を控除した数をいう。）の合計（当該合計が当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数の合計から当該連結親法人及びその各連結子法人の個別特定新規雇用者数の合計及び個別非特定新規雇用者数の合計を控除した数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）を乗じて計算した金額

第六十八条の十五の二第五項第一号中「第六号及び第十一号」を「第七号及び第十二号」に改め、同項第四号中「第十号」を「第十一号」に改め、同項第十一号中「連結子法人が」を「連結子法人の」に改

め、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて当該計画の認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域に移転して整備した」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「連結子法人が」を「連結子法人の」に、「地域再生法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下この号及び第十一号において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）に従つて当該計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事（同号において「認定都道府県知事」という。）が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画（同号において「認定地域再生計画」という。）に記載されている同法第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において整備した同法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設（第十一号において「特定業務施設」という。）」を「特定業務施設」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「次号に規定する」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 特定業務施設 地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設で、同法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同号に規定する地方活力向上地域（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて整備されたものをいう。

第六十八条の十五の二第八項中「修正申告書又は更正請求書」を「（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定地域基準雇用者数、地方事業所基準雇用者数又は地方事業所特別基準雇用者数は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改める。

第六十八条の十五の三第一項中「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改め、同条第三項中「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、

「は、当該」を「の計算の基礎となる特定寄附金の額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改める。

第六十八条の十五の四第一項中「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改め、「調整前連結税額の百分の二十に相当する金額」の下に「（第六十八条の十一第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を、「金額の百分の二十に相当する金額」の下に「（第六十八条の十一第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を加え、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該」を「控除される金額又は第六十八条の十一第二項及び第三項並びに次条第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの」に、「同項」を「前項」に、「金額のうち」を「金額又は第六十八条の十一第二項及び第三項並びに次条第二項の規定に

より当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち、」に改め、同条第四項中「あつては、第四十二条の十二の三第二項」を「おける第四十二条の十二の三第二項」に改め、同条第五項中「第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第四項」を「第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、次条第五項」に改め、同条第九項中「修正申告書又は更正請求書」を「(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる経営改善設備の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第十項中「修正申告書又は更正請求書」を「(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)」に改め、同条第十一項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第六十八条の十五の六を削る。

第六十八条の十五の五第一項中「連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人」を「連結法人」に、「限り、当該」を「限り、その」に、「当該連結親法人及びその」を「

当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある」に、「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号」に、「同条第五項第十一号」を「同条第五項第十二号」に改め、「相当する金額」の下に「第二号ロに定める要件を満たす場合にあつては、当該雇用者給与等支給増加額のうち当該連結親法人及びその各連結子法人の雇用者給与等支給額の合計額から当該連結親法人及びその各連結子法人の比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額に達するまでの金額に百分の二（当該連結親法人が中小連結親法人である場合には、百分の十二）を乗じて計算した金額を加算した金額。」を加え、「（第六十八条の九第二項に規定する中小連結親法人をいう。次項第五号ハ及びニにおいて同じ。）」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすこと。

イ 当該連結親法人が中小連結親法人である場合 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えていること。

ロ イに掲げる場合以外の場合 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の当該比較平均給与等支給額に対する割合が百分の二以上であること。

第六十八條の十五の五第二項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 中小連結親法人 第六十八條の九第八項第五号に規定する中小連結法人又は第四十二條の四第八項第七号に規定する農業協同組合等のうち、連結親法人であるものをいう。

第六十八條の十五の五第四項中「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「控除」を「及びその額のうち同項の雇用者給与等支給額の合計額から同項の比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額に達するまでの金額、控除」に、「及び」を「並びに」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる雇用者給与等支給増加額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第六項中「第六十八條の十五の五第一項」を「第六十八條の十五の六第一項」に改め、同条を第六十八條の十五の六とする。

第六十八條の十五の四の次に次の一条を加える。

（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八條の十五の五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第六十八條の九第八項第五号に規定する中小連結法人（連結親法人である第四十二條の四第八項第七号に規定する農業協同組合等を含む。）又は前條第一項に規定する政令で定める連結法人に該当するもののうち、中小企業等経営強化法第十三條第一項の認定（以下この項において「認定」という。）を受けた同法第二條第二項に規定する中小企業者等に該当するもの（以下この条においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）が、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソフトウェアで、同法第十三條第四項に規定する経営力向上設備等（経営の向上に著しく資するものとして財務省令で定めるもので、その中小連結親法人又はその中小連結子法人のその認定に係る同條第一項に規定する経営力向上計画（同法第十四條第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載されたものに限る。）に該当するもののうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定経営力向上設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、

若しくは建設して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む事業の用（第四十二条の六第一項に規定する指定事業の用又は第四十二条の十二の三第一項に規定する指定事業の用に限る。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第十項において「供用年度」という。）の当該特定経営力向上設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定経営力向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 中小連結親法人又はその中小連結子法人が、指定期間内に、特定経営力向上設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定経営力向上設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額（第六十八条の九第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下

第四項までにおいて同じ。）から、当該中小連結親法人の税額控除限度額（次の各号に掲げる当該特定経営力向上設備等の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（第六十八条の十一第二項及び前条第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（第六十八条の十一第二項及び前条第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

一 中小連結親法人のうち政令で定める連結法人以外の法人又は当該法人による連結完全支配関係にあ

る中小連結子法人（次号において「特定中小連結親法人等」という。）がその指定事業の用に供した特定経営力向上設備等　その取得価額の百分の十に相当する金額

二　中小連結親法人又はその中小連結子法人のうち、特定中小連結親法人等以外の連結法人がその指定事業の用に供した特定経営力向上設備等　その取得価額の百分の七に相当する金額

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した特定経営力向上設備等につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額又は第六十八条の十一第二項及び第三項並びに前条第二項及び第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連

結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した特定経営力向上設備等につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額又は第六十八条の十一第二項及び第三項並びに前条第二項及び第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち、当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合

の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（一年以内事業年度における第四十二条の十二の四第二項に規定する税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（単体税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項又は第三項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第

八十一条の十二第一項から第三項までの規定、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、前条第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

6 第一項の規定は、中小連結親法人又はその中小連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した特定経営力向上設備等については、適用しない。

7 第一項から第三項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

8 第一項の規定は、連結確定申告書等に特定経営力向上設備等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9 第二項の規定は、連結確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる特定経営力向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定経営力向上設備等の取得価額は、連結確定申告書等に添付された書類に記載された特定経営力向上設備等の取得価額を限度とする。

10 第三項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の十二の四第二項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合）には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の

各連結事業年度にあつては、同条第三十二号に規定する連結確定申告書に第四十二条の十二の四第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

11 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項若しくは第三項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項及び第三項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の

十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項及び第三項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項及び第三項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項及び第三項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とする。

12 第五項の規定の適用がある場合における法人税法及び地方法人税法の規定の適用については、法人税

法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額の合計額」と、地方税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の合計額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とするほか、法人税法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13 第六項から第十項までに定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の十五の七第一項中「第六十八條の九第六項第二号」を「第六十八條の九第八項第二号」に改め、同項第二号中「第六十八條の九第二項」を「第六十八條の九第三項」に改め、同項第三号中「第六十八條の九第三項」を「第六十八條の九第六項」に改め、同項第四号中「第六十八條の九第四項」を「第六十八條の九第七項」に、「同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、同条第五項の規定を適用して計算した金額）のうち同条第四項」を「同項に規定する超過税額控除限度額のうち同項」に改め、同項第六号中「第六十八條の十一第三項から第五項まで」を「第六十八條の十一第二項又は第三項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、「同条第四項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額」を削り、「同条第五項」を「同条第三項」に改め、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 第六十八條の十四の三第二項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

第六十八條の十五の七第一項第十四号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第六十八條の十五の五第

一項」を「前条第一項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 第六十八条の十五の五第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

第六十八条の十五の七第一項第十一号の二を同項第十二号とし、同条第二項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第三項」に、「又は第六十八条の十五の四第三項」を「第六十八条の十五の四第三項又は第六十八条の十五の五第三項」に改め、同条第三項中「提出」の下に「（当該各連結事業年度までの間の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、青色申告書の提出）」を加え、「第六十八条の十一第六項」を「第六十八条の十一第四項」に、「又は第六十八条の十五の四第四項」を「第六十八条の十五の四第四項又は第六十八条の十五の五第四項」に改め、同条第四項中「以下この項及び」及び「超過事業年度後に最初に連結事業年度に該当することとなつた事業年度から」を削り、「提出」の下に